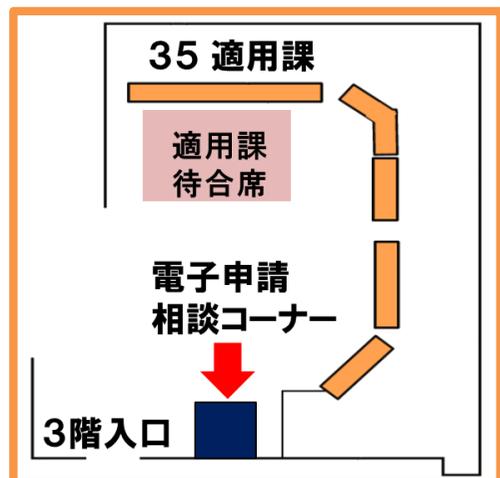


雇用保険電子申請相談コーナー (電子申請体験コーナー)

雇用保険電子申請アドバイザーが皆様の疑問にお答えいたします。
お気軽にお越しください。



事前準備やご予約
は不要！
しかも無料！

実施日：毎週月曜日
時間：13時～16時30分
場所：3階多目的ブース

お電話からもご相談が可能です！

◆ 初めての電子申請相談ダイヤル ◆

Tel. 06-7663-6040

ご利用時間： 9～12時
13～17時

(土・日・休祝日・年末年始休み)

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。
厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govに関するお問い合わせは、「e-gov利用者サポートデスク」をご利用ください。

電話番号：050-3786-2225

利用者サポート：<https://www.e-gov.go.jp/contact>

<参考マニュアル> ・ e-Gov電子申請システムの「利用準備」

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation>

・ ご利用ガイド <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide>

・ オンライン申請マニュアル <https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

電子申請の利用増加に伴い、現在、ハローワークにおいても、雇用保険適用窓口の受付を16時までとし、16時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行っております。その為、16時を過ぎてお持ちいただいた場合、即時処理ができませんのでご了承願います。また、郵送の場合は、申請書のチェック作業等のため、来所や電子申請による申請・届出より返戻までの所要期間が長くなりますのでご了承願います。

えっ、まだ

『電子申請』



始めていないのですか？

★ 電子申請の利用が、年々増えています！

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に **72.4%**

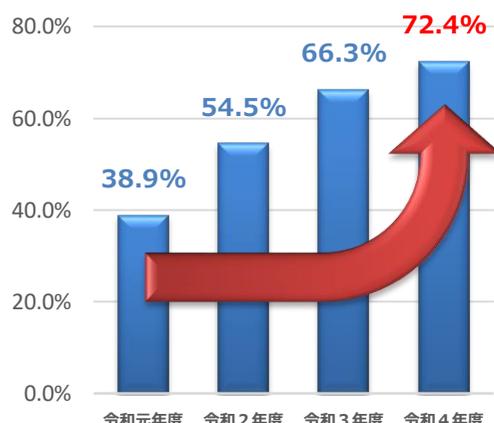
(令和4年度)の事業所は**電子申請**をご利用されています。

郵送・来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、この機会に是非、**電子申請**をご利用ください。



ハローワーク大阪東で
電子申請をご体験ください！
※ 詳しくは裏面をご覧ください

電子申請利用率の推移(大阪局内)



「電子申請」をする3つのメリット

① 24時間・365日、申請できます

雇用保険適用窓口の受付時間は、**8:30~16:00**です。

② 個人情報紛失のリスクがありません

マイナンバーの記載など個人情報の持ち運びが不要のため、個人情報紛失のリスクがありません。

③ 時間と費用を削減できます

郵送・来所のための時間や待ち時間がかかりません。

郵送と比べ
返戻期間が
大幅に短縮
されます！

※ 繁忙期は同程度の
場合があります

※ 令和2年4月より、特定の法人(資本金1億円を超える法人等)の電子申請が義務化されています。